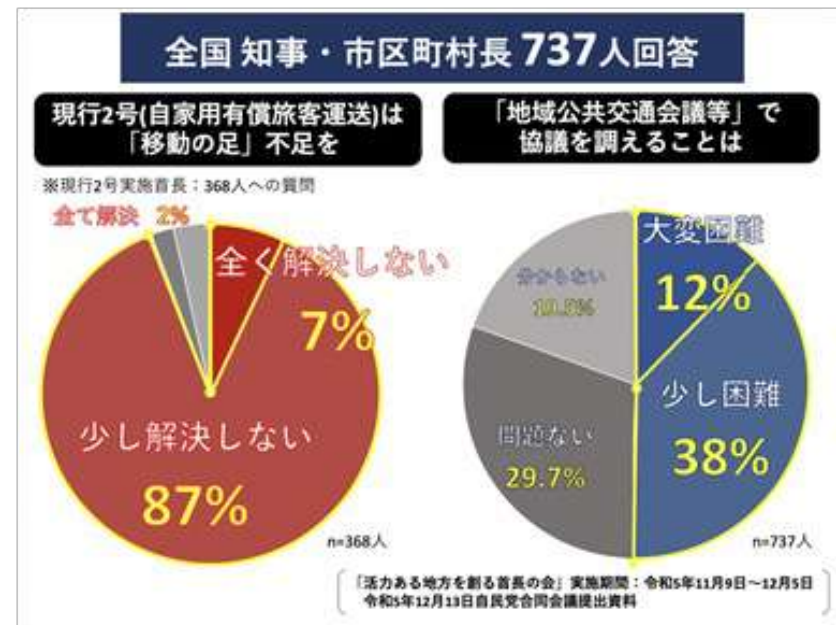
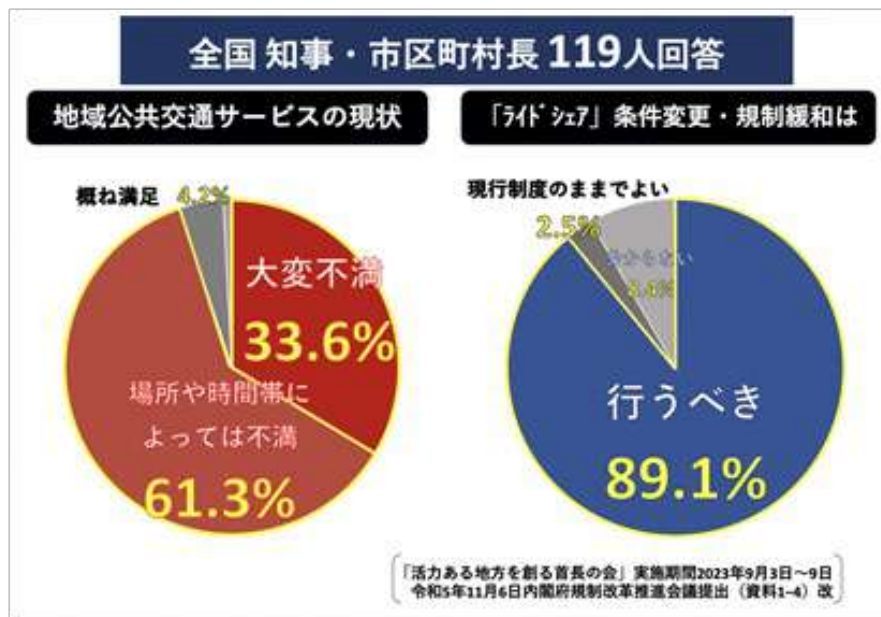


全自連会員制度のご紹介

令和7年10月

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会
(vol.2.4)

地域交通に係る「緊急首長アンケート」（令和5年9月,11月）：活力ある地方を創る首長の会



【参考】活力ある地方を創る首長の会(発足：令和2年10月22日)：会員367人（内訳：知事13人・市区町村長354人）
※関連団体：職員の会：528人、地方議員の会：302人（首長の会を含む3団体会員合計数：1,197人）令和7年10月1日現在



令和5年度総会の様子（2023年6月）



令和6年度総会の様子（2024年6月）

①住所：東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号三久ビル504

②役員等：

- ・ 共同代表 樋渡啓祐（元武雄市長）, 浅見泰司（東京大学特任教授）
- ・ 理事 鬼橋正敏（みどり法律事務所）, 本丸達也（リベラ株式会社）
高柴圭一（元国土交通省運輸安全委員会事務局長）
池上明子（元デジタル庁参事官補佐）
- ・ 顧問弁護士 山田卓（三番町法律事務所）
- ・ 顧問 鈴木英敬（衆議院議員）, 鈴木康友（静岡県知事）,
藤井直樹（元国土交通事務次官）

③事務局：

- ・ 事務局長 池上明子（元デジタル庁参事官補佐）
- ・ 参与 栗井勇貴（TMI総合法律事務所名古屋オフィス弁護士）
- ・ 参与 真下敬太（法律事務所ZeLo・外国法共同事業弁護士）

④目的：

公民連携及び自治体間連携等による地域公共交通の利便性向上及び持続可能性の確保を図り,もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑤業務内容：

- ・ 地域公共交通の活性化に関する自治体及び交通事業者に対する助言支援
- ・ 所管官庁及び自治体,関係機関との総合調整
- ・ 地域公共交通に関する調査研究
- ・ 地域公共交通の担い手の育成
- ・ 地域公共交通受託事業者に対する技術的支援及び情報共有
- ・ 地域公共交通に関する刊行物の出版
- ・ 地域公共交通に関する講習会,交流会等の実施
- ・ 公共ライドシェアの普及啓発及び利用促進
- ・ 本会の目的に適合する学会・団体等への参加協力
- ・ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

⑥設立日（法人登記）：令和6年4月1日



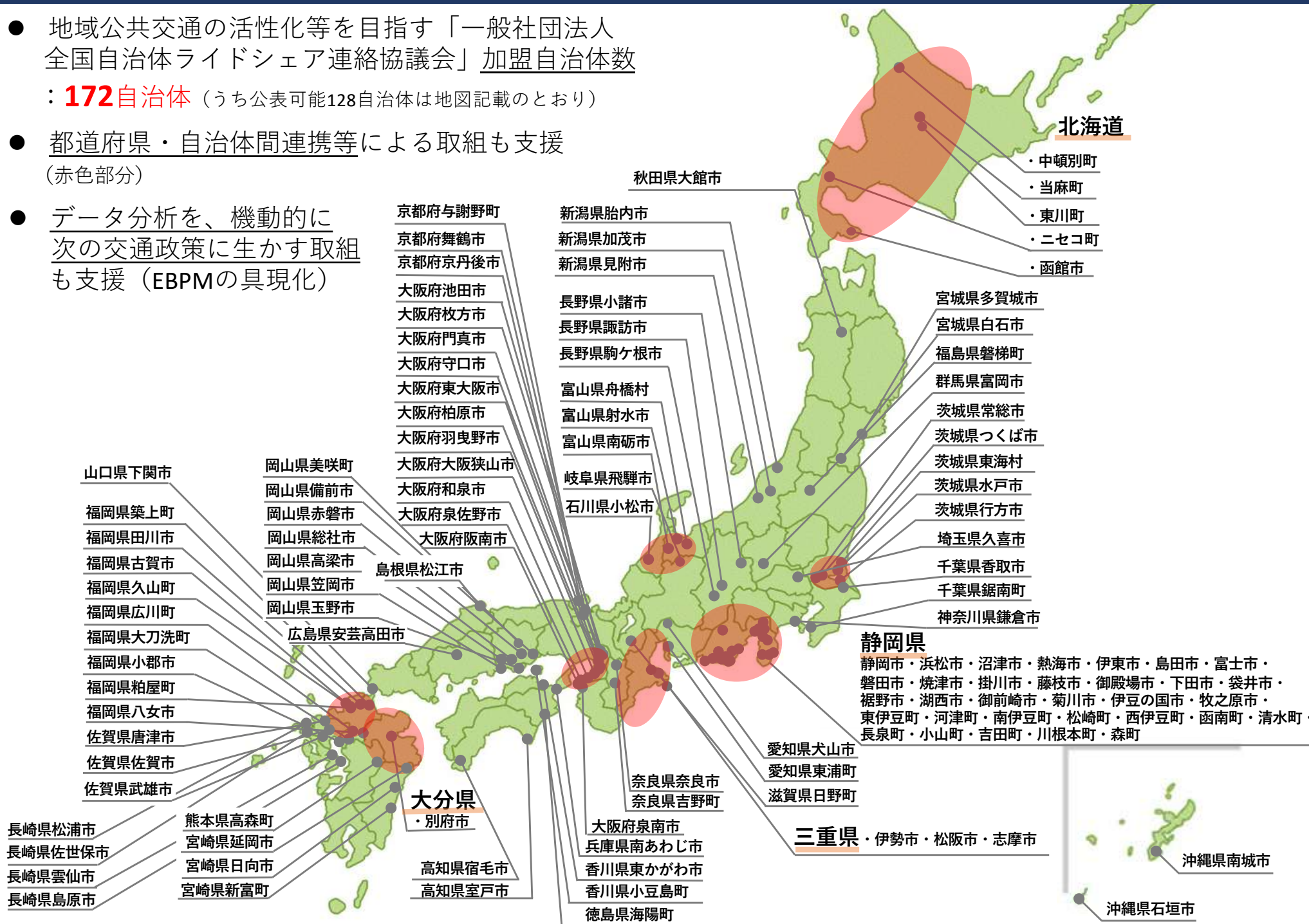
（参考）「全自連」事務所が入居するビル・所在地

- 地域公共交通の活性化等を目指す「一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会」加盟自治体数

： **172自治体**（うち公表可能128自治体は地図記載のとおり）

- 都道府県・自治体間連携等による取組も支援
（赤色部分）

- データ分析を、機動的に
次の交通政策に生かす取組
も支援（EBPMの具現化）



公共ライドシェア・共助版ライドシェア「i-Chan」 （読み方：あいちゃん）

「i-Chan」

◀ 公共ライドシェア・共助版ライドシェアの愛称（認証基準あり）

- ・ 読み方：あいちゃん
- ・ iには、応募作品にも沢山使われていた「愛」、そして「私」という意味を込める。
- ・ Chan（ちゃん）は、Chance（チャンス）、Challenge（チャレンジ）を想起する意味を込めると同時に、高齢者や子どもたちが呼びやすく、日本人の文化「ちゃん、さん」が持つ親しみやすさを外国人観光客にも感じてもらう効果をもつ。

◀ 「i-Chan」 ロゴマーク（認証マーク）

- ・ 優しく親しみやすい車のシルエットと特徴的な笑顔の口元。
- ・ 口元の2つの矢印の先には、乗客と運転手が居る。
- ・ 「公共ライドシェア」が、乗客と運転手を繋ぐという意味を含んでいる。



「i-Chan」先行自治体記者発表の様子（令和6年2月22日）
左から:大分県別府市（6月）富山県南砺市（4月）,右:石川県小松市（2月）

※（ ）内は開始月。いずれも令和6年

「i-Chan」グッズ▶

株式会社ビームスに依頼し、
i-Chanグッズを制作。
ドライバーのユニフォーム活用、
利用者の共通アイテムは制作予定。



ユニフォーム：てぬぐい



今後、てぬぐい以外も展開予定

(参考) 道路運送法の法体系

法 = 道路運送法 則 = 道路運送法施行規則

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (則3条の3)	・ 路線バス ・ 高速バス ・ コミュニティバス
			路線不定期運行 (則3条の3)	・ コミュニティバス(デマンド型) ・ 空港アクセス型バス ・ 観光需要対応型バス
			区域運行 (則3条の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)	・ 貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)	・ タクシー ・ 介護タクシー	
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)			・ 従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				・ 自治体の要請による実証運行 ・ イベント送迎シャトルバス ・ 鉄道代行バス
自家用自動車による有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条) (法78条第2号)	交通空白地有償運送 (則51条)	公共ライドシェア	・ コミュニティバス
		福祉有償運送 (則51条)		・ 介護タクシー
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) (法78条第3号)		日本版ライドシェア	・ 通学通園バス ・ 区域運行ぶら下がり new! ・ 自家用車活用事業 new!
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条第1号)			

※道路運送法における許可又は登録を要しない運送 共助版ライドシェア

公共ライドシェア

(道路運送法第78条第2号：自家用有償旅客運送制度)

【事例1】別府市「湯けむりライドシェアGLOBAL」事業概要（令和7年4月28日時点）

1 現状

- ・別府市を営業区域とするタクシー会社は8社
- ・全8社は日本版ライドシェアを実施中（各社1～2台、合計10台）
- ・配車は、日本版ライドシェアではREA社のシステムを利用しているが、タクシーは大部分が電話（亀の井タクシーはREA、第一交通はモタクを利用）

2 背景・目的

- ・別府市は年間900万人の観光客（うち、100万人がインバウンド）が訪れており、特に、昨年秋以降急回復しているインバウンドの移動の足確保が喫緊の課題
- ・タクシー協会は、日本版ライドシェアも含めてこれ以上供給を増やすことが難しいとのスタンスであることから、別府市が公共ライドシェアを実施することとした。

3 概要

実施主体	大分県別府市
運送者	一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB-biz LINK
運行区域	別府市全域（別府市発地・着地）
運行時間	24時間、365日
運行管理	（一社）全国自治体ライドシェア連絡協議会及び（株）エスプールグローバル
運賃	タクシー運賃と同額
迎車料	1,000円 ※タクシーの迎車料は300円
配車アプリ	Uber、GO
ドライバー	応募者：110人
令和7年5月末日現在	（うち、大臣認定講習受講済：92人、二種免許：8人、登録見込：10人）

令和7年4月28日出発式の様子（大分県別府市）



別府国際観光港の
タクシー待ちの様子
（令和7年5月18日
大型クルーズ船入港）



別府国際観光港の
タクシー待ちの様子
（令和7年5月10日
大型クルーズ船入港）



（左）幹線道路（国道10号線）
沿いの路線バス乗車待ちの様子
（令和7年5月18日大型クルーズ
船入港）

別府市内観光施設の
混雑の様子
（令和7年5月3日
連休後半）



JR別府駅（西口）
路線バス乗車待ち
の様子
（令和7年5月3日
連休後半）

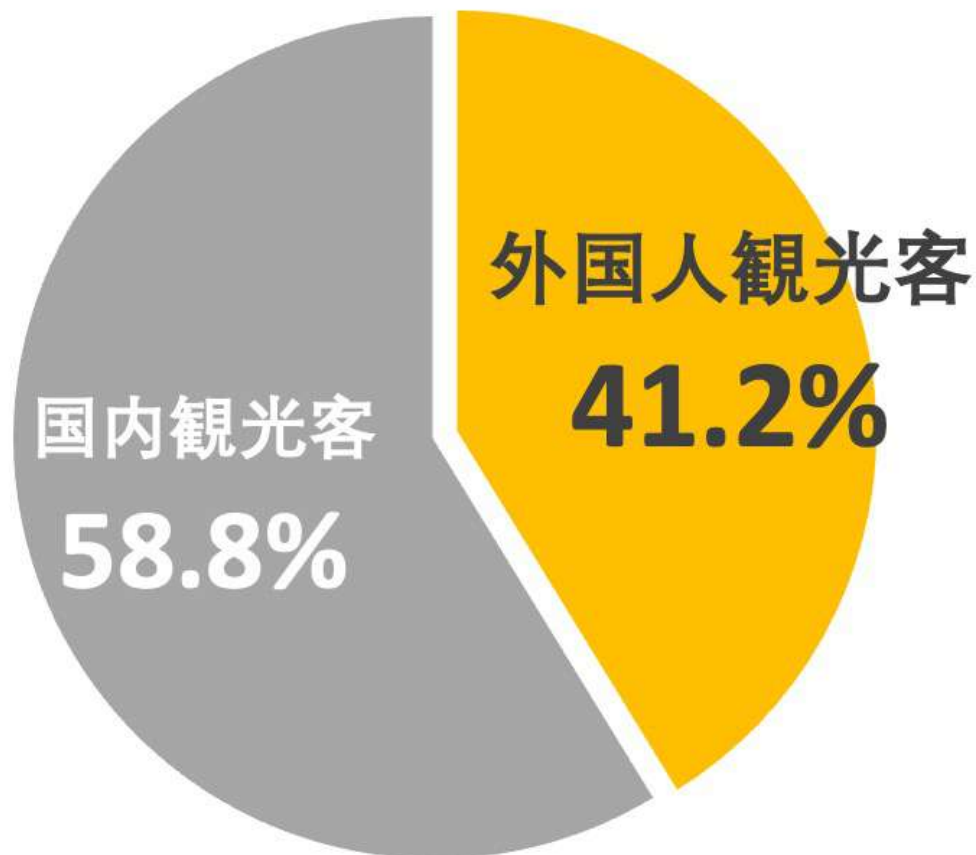
(参考) 別府市公共ライドシェア(湯けむりライドシェアGLOBAL)速報値

- 調査期間: 令和7年4月28日(月)正午~9月21日(日)147日間(21週間)
- データ収集方法: 公共ライドシェアドライバーへの聞き取り調査等

(1) 実車数と外国人観光客比率

実車数: **5,187** 件

平均実車数 34.0件/日
・クルーズ船寄港日 82.3件/日
・クルーズ船寄港日以外 28.2件/日



※外国人観光客率は、集計を開始した5月3日以降の数値から算出

(2) 売上げ額

16,224,506円

平均売上げ額 107,221円/日
・クルーズ船寄港日 257,418円/日
・クルーズ船寄港日以外 89,197円/日

(3) ドライバー総稼働時間数

11,775時間

(4) ドライバー人数

133 人

令和7年6月15日時点

	20代	30代	40代	50代	60代	計	割合
男	2	23	31	40	15	111	83%
女	0	4	9	5	4	22	17%
計	2	27	40	45	19	133	
割合	2%	20%	30%	34%	14%		

(参考) 別府市公共ライドシェア(湯けむりライドシェアGLOBAL)乗降車地分析

- 調査件数：**1,081**件 (16日間(5月3日(土)～7月3日(木))
- データ収集方法：公共ライドシェアドライバーへの聞き取り調査等

○乗車地・降車地分類(上位4分類)

		温泉・ 観光施設	宿泊施設	駅・バス 停・空港	飲食店・ 買い物	合計
乗車地	件数	334	178	159	230	901
	割合	30.9%	16.5%	14.7%	21.3%	83.3%
降車地	件数	310	275	258	149	992
	割合	28.7%	25.4%	23.9%	13.8%	91.8%

- 上位4分類が、全体の8～9割を占める。この区間の移動需要が多いことが分かる。
- 約3人に1人は「温泉・観光施設」で乗車。温泉・観光の後の移動ニーズが多いことが分かる。
- 約4人に1人は、「駅・バス停・空港・港」で降車。別府市の公共ライドシェアが二次交通として機能していることが分かる。



由布市

大分市

由布市

大分市

【事例2】公共ライドシェア「タクシーとの共同運営の仕組み」（令和7年3月24日～）

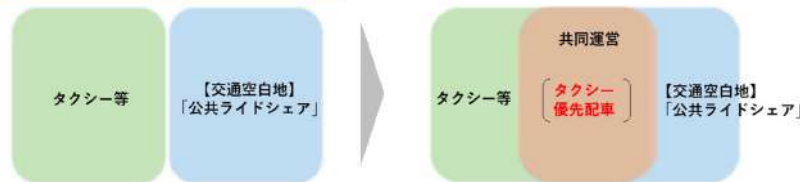


富山県南砺市版公共ライドシェア「なんモビ」

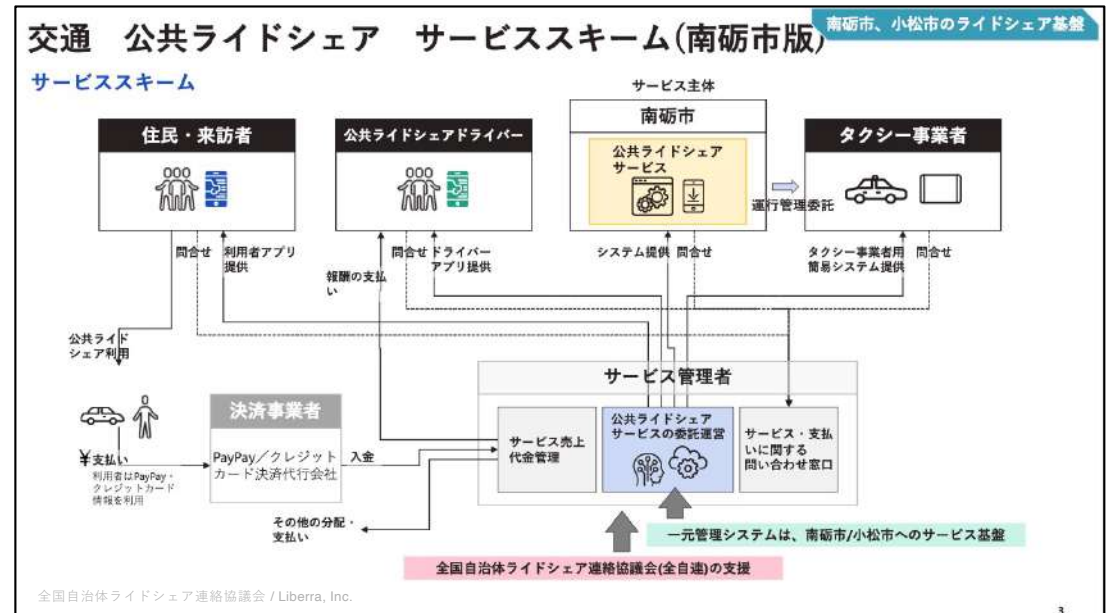
「タクシー優先配車」による地域の交通事業者等との「共存・共栄」及び交通空白の解消を目指す。

- 実施主体：南砺市 ※事業者協力型
- 総合調整：(一社)全国自治体ライドシェア連絡協議会
- タクシー優先配車のイメージ：

タクシーとの共同運営(イメージ)



- 開始日：令和7年3月6日（実証運行開始）、3月24日（本格運行開始）
- 運行日時：木・金・土曜日の夜間（17時～24時）
- 利用者の支払い額：タクシー同額（初乗 600 円（1.03km まで）223m ごとに 100 円加算）
※タクシー同額の内訳：運送の対価（タクシー運賃の8割）及び協力金（タクシー運賃の2割）
- 運転手：3人（令和7年3月31日現在）
- 運転手への報酬：タクシー運賃の56%
- 運転手への手当：
 - 通信費等補助手当：1か月あたり5,000円（30時間以上運行可能時間帯を事前登録した方が対象）
 - 夜間運行手当：1運行あたり500円（22時以降に運行が完了した場合）
 - 燃料手当：運行距離1kmあたり15円
- 決済方法：クレジットカードのみ（PayPayは4月～5月頃から利用開始予定）
- 安心安全の確保（事例紹介）：
 - ドライブレコーダー貸与（前後・車内録画仕様）
 - 冬季運転（12月～3月の間）は、スタッドレスタイヤ又はチェーンを着用



上:「一元管理システム」活用スキーム（国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム第2回（令和7年3月19日）全自連発表資料3頁）,下:出発式の様子（令和7年3月24日）

【事例3】石川県小松市「復興ライドシェア」（令和6年2月29日～）

- 目的：地域住民や新しく開通する北陸新幹線で小松市を訪れた方々の移動の利便性向上に加え、令和6年能登半島地震で被災された二次避難者の方々の移動を確保するために、タクシーが不足している夜間の時間帯に「小松市ライドシェア：復興ライドシェア」を実施するものとする。
- 実施主体：小松市（事業者協力型）
- 開始日：令和6年2月29日
- 運行区域：小松市・能美市・加賀市（発地・着地のいずれかが小松市内）
- 運行日時：木曜・金曜・土曜の**17～24時**
 ※地元タクシー協会から聞き取りを行い、タクシーが不足している夜間を交通空白と定義
 ※ドライバーを一定数確保でき次第、毎日運行へ移行予定
- 運賃：タクシー運賃の8割
- 運転手：19人（常時稼働ドライバー11人）
 ※一般公募及び市職員の副業
- 運転手報酬及び手当：運賃の7割。手当は次のとおり
 -燃料費 15円/km
 -夜間手当 500円/回（22時以降）
 -通信費 2,000円/月（年間通じて月平均8日以上乗務された方）
- 決済方法：PayPay、クレジットカード
- 安心安全の確保（事例紹介）：
 -ドライブレコーダーの搭載（前・後・車内の計3台）
 ※最大20台分を無償設置
 -法定点検に要した費用を全額補助
 ※補助条件：月に4回以上、1年間継続



小松市「復興ライドシェア」出発式（令和6年2月29日）

iPhoneでもAndroidでも
 < ダウンロードはこちら

**クレジットカードによる
お支払いが可能**

小松市ライドシェア
 タクシー不足の夜も、ライドシェアで安心帰宅

i-Chan

運賃
 初乗り1kmまで **400円**
 以降、300mごとに **100円**

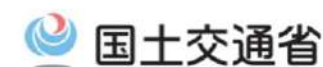
支払い方法
 PayPay
 VISA, JCB, IC, 楽天カード, クレジットカード

運行時間
 毎週木・金・土曜日
 17:00～24:00

運行エリア
 小松市・能美市・加賀市
 ※発着地のどちらかが小松市内に限ります

小松市ライドシェアのフライヤー（令和7年1月29日）

「交通空白」解消にかかるお困りごとの解決事例



通学・習い事・クラブ活動時の移動手段

大分県別府市（公共RS）

- 住民アンケートから、朝の時間帯で移動手段不足との住民から要望があったことから導入。
- 小中学生の移動手段の確保として、運賃割引（小学生半額）、通学定期券を設け交通の足を確保。
- 特に、一体的な交通施策を推進するため、福祉車両を使用して誰でも自由に移動できる環境を整備。

運送主体	別府市
時間帯	南部循環線 8時～13時 関の江循環線 7時～18時
運賃	南部循環線200円、関の江循環線300円
その他	・みなとタクシーが運行管理・車両整備を担当 ・同時に日本版ライドシェアも導入し、交通の足を確保



愛知県犬山市（公共RS）

- 交通事業者の減便から、団地やニュータウンなどの住民から「通勤・通学に困る」との声から導入。
- 災害時でも使用可能なマルチパーパスモビリティ車両を岐阜県の民間会社が無償提供。

運送主体	犬山市
時間帯	平日 6:00～7:30、18:00～19:30
運賃	1乗車300円
その他	・名鉄西部交通が運行管理・整備管理を担当



共助版ライドシェア

(道路運送法における許可又は登録を要しない運送)

【事例1】全自連直営「i-Chanキッズサポート」提供サービス（佐賀県武雄市）

「i-Chan キッズサポート」提供サービス

- 学習支援
- 見守り支援
- 平日夕方の移動支援
- 食事支援

※会費 1 か月500円（運営協力金として）

共助版ライドシェア（許可登録不要型）

概要

- 山間部に住む子どもの塾・習い事への送り
- 事業者の協力及びコネクティッドカー等最新技術を活用し、事務効率と安心・安全向上を実現

車両台数 4 台

ドライバー数 8 名

路線 山間部→中心市街地（路線型）

時間 平日16時～18時（定時運行）

その他 乗車前日予約（LINE利用）



令和6年11月18日試験運行開始
「i-Chanキッズサポート」会員児童とその保護者

【事例2】河津町商工会及び議会第1常任委員会「河津ザクライド」（静岡県河津町）



乗務員はi-Chanのユニフォーム（てぬぐい）を着用。ドライバー10人中6人が議員



河津町における夜間地域活性化交通網「河津ザクライド」

実施要領

河津町商工会及び河津町議会第1常任委員会は、夜間における地域産業と地域の活性化を図るため、「河津桜まつり」期間中に、共助版ライドシェア「河津ザクライド」を実施します。

- 実施期間：2025年2月19日(水)から2月25日(火)の7日間（実証実験）
- 概要：河津町では、17時以降タクシー運行がなくなることから、**本事業に協力する飲食店や宿泊施設の利用者（お客様）を対象**に共助版ライドシェア「河津ザクライド」を実施いたします。対象となる飲食店及び宿泊施設は、河津町飲食店組合・河津町温泉旅館組合に加盟する事業者及び本事業に協力する事業者です。
なお、利用者は観光客に限らず、町民も利用可能です。
- 送迎エリア：河津町内
- 送迎時間：17:30～22:30（帰着）
- 予約時間：17:00～21:45
- 料金：100円（1グループ・1運行）※ガソリン代等実費をいただきます。

【お願い事項】

- ① 車内で、簡単なアンケートへのご協力をお願いいたします。
- ② 乗車人員は6名までです。この他に、ドライバーと補助員が同乗します。
- ③ ご利用は、飲食店組合・旅館組合に所属する事業所及び本事業に協力する事業者からのご予約に限ります。利用者（お客様）による直接のご予約はできません。
- ④ お申し込みは、片道ずつといたします。
- ⑤ 宿泊施設の利用者（お客様）が町内飲食店へ向かう場合、営業状況や送迎車両の残席数の確認等した上で、宿泊施設のご担当者がご予約するようお願いいたします。
- ⑥ ドライバーや補助員へ危害の恐れがある場合や泥酔者はご利用いただけません。
- ⑦ ボランティアによる運行ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

予約専用ダイヤル：090- （お客様への共有はお断りします。）

お問合せ先： 0558-34-0821（河津町商工会 ）

【事例3】吉野町商工会「吉野ザクライド」（奈良県吉野町）

- 実施期間：令和7年3月28日（金）～30日（日）
- 実施主体：吉野町商工会（協力：吉野町）
- 概要：吉野町では夜の時間帯において飲食店や宿泊施設を利用するお客様の移動が問題となっているため、本事業に協力する飲食店や宿泊施設の利用者（お客様）を対象に、共助版ライドシェア「吉野ザクライド」の実証実験運行を実施し、繁忙期のニーズを把握します。
- 送迎エリア：吉野町内
- 送迎時間：17時乗車～21時乗車まで
- 料金：100円（1人1乗車に付き） ※ガソリン代等実費相当として

【利用方法】

『協力店舗』への宿泊または飲食のご予約時に「ライドシェア希望」と(1)代表利用者名・連絡先 (2)乗車人数 (3)希望配車時間 (4)出発地・目的地をお伝えください。

協力店舗のスタッフが配車予約を行います（利用者からの直接予約は不可）

●協 力 店 舗：吉野町内宿泊施設 並びに 下記飲食店

店舗名	住所	3/28(金)	3/29(土)	3/30(日)
		(営業時間:各日 17時～21時)		
ゲログロさん(蔵バー)	上市 207	○	○	○
焼肉 きくや	上市 2146-3	○	○	○
お食事処 一路	千股 725	×	○	○
うなぎ屋 太鼓判	吉野山 1278	○	○	○
吉野レストハウス	山口 910	20時まで	20時まで	20時まで
レストラン 里	檜井 572-1	20時まで	20時まで	20時まで
ゲストハウス空	新子 333-1	○	○	○
焼肉 馬酔木	榎尾 271	○	○	○

※スムーズな運行のため、事前に予約をお願いします。



一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会の会員は、自治体等会員及び事業者等会員で構成されています。
自治体等会員は、自治体名の公表・非公表を選ぶことができます。

区分	自治体等向けサービス内容	事業者等向けサービス内容
自治体等会員	・ 入会費・年会費：無料 ・ 月1回以上開催予定のオンライン勉強会・対面による特別講演等で最新情勢及び国の動向等の理解促進 ・ 自治体等から提供されるデータに基づく政策立案サポート	・ 該当なし
事業者等会員		
プラチナ		・ 年会費：応相談 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 1on1サポート等個別サービスご提案 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等
ゴールド	・ 該当なし	・ 年会費：300万円/年 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等
シルバー		・ 年会費：100万円/年 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）等への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等

※全自連運営の柔軟性及び機動性確保に鑑み、当分の間、会員の皆様の全自連社員及び理事等への就任は行いません。

※自治体等会員との個別提案に関する相談業務等及び成約後の事業推進に関する相談業務等については、別途委託料・コンサルティング料等の費用を必要といたします。
別途費用が必要な相談業務等とは、当該事業者等会員の個別の事情や特有案件への対応が必要な事案で、かつこれに要する時間、労力、提供するノウハウの性質、得られる成果等から総合的に判断して、一般的な相談業務の範囲を超えると本法人が判断するものとします。

入会の申込みは、こちらまで。



一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会
代表アドレス：info@zenjiren.or.jp

※入会を検討中の自治体等もお気軽にご連絡ください。